

埴町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

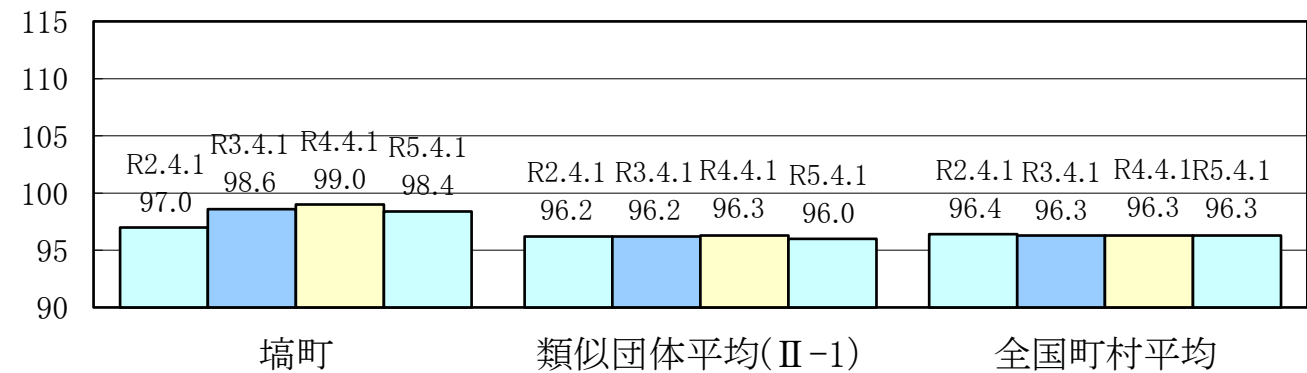
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
4年度	人 8,195	千円 7,317,562	千円 198,028	千円 1,073,954	% 14.7	% 14.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 94	千円 345,295	千円 64,378	千円 135,534	千円 545,207	千円 5,800	千円 5,503

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。
- 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

① 令和2年度当時在職していた任期付職員が退職し、令和5年度は一般行政職に属する任期付職員が0名となり、相対的にラスパイレス指数が上昇したため。
 また、令和2年度の指数算定において、経験者採用枠での採用職員(採用から年数が浅く、給与水準が低い)の影響が大きかったため。
 今後も福島県人事委員会勧告等を踏まえながら適切な給与水準となるよう努めていきます。

(4) 給与改定の状況 ※ 人事委員会を設置していないため記載なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	月

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をライパ
イレス比較した平均給与月額である。

①特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の
支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合
の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容)行政職給料表について、福島県人事委員会勧告を踏まえ、平均2.0%の引下げを実施しました。なお、激変
緩和措置として、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間にわたり経過措置(現給保障)を実施しました。

② その他の見直し

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、福島県人事委員会勧告を踏まえ見直しを実施しました。
(平成27年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
埴町	42.0 歳	322,100 円	385,432 円	353,190 円
福島県	43.0 歳	326,000 円	408,547 円	356,848 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
類似団体	40.9 歳	299,859 円	353,902 円	324,003 円

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		埴町	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	189,500 円	196,100 円	185,200 円
	高 校 卒	157,900 円	162,400 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

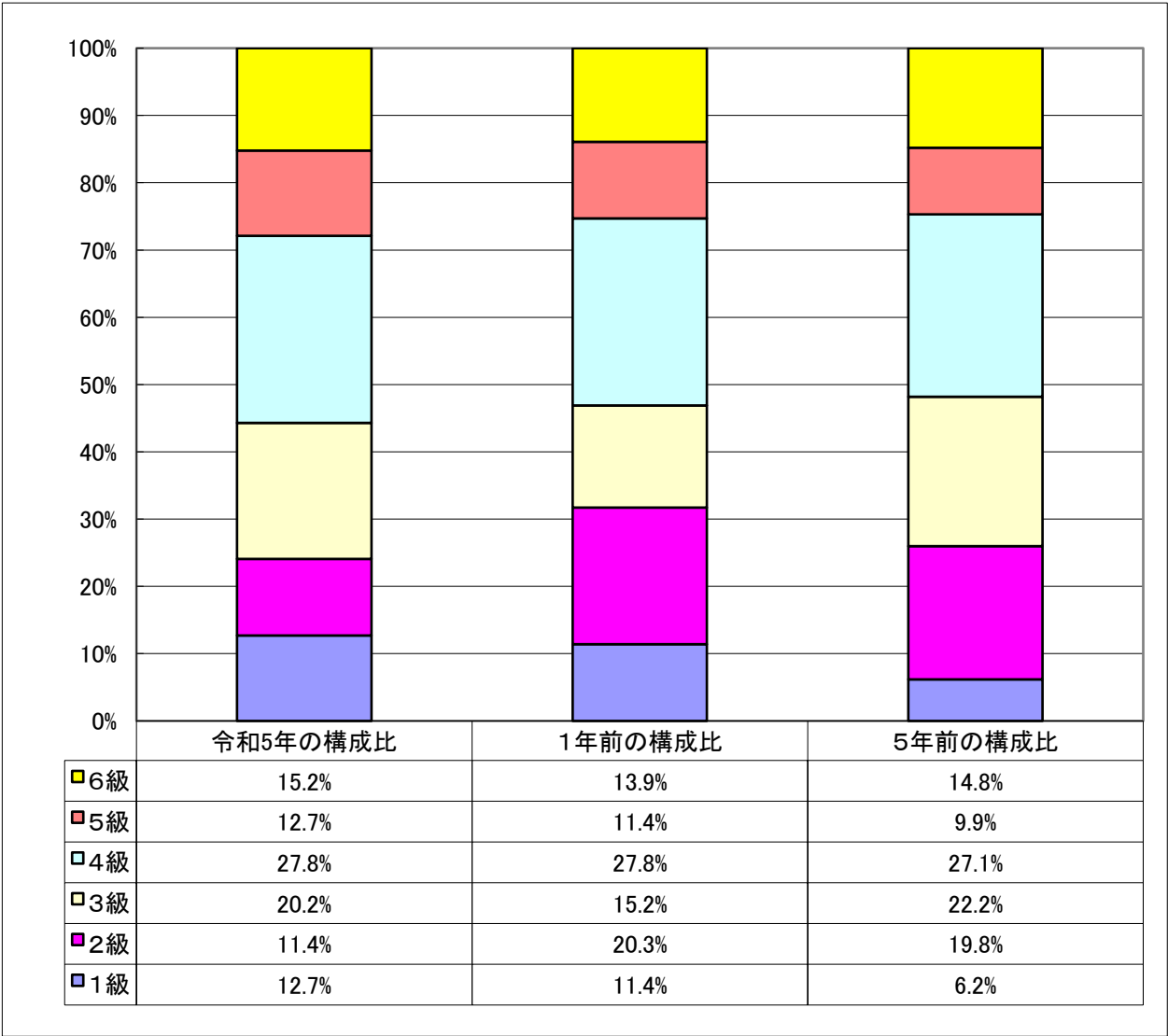
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	260,400 円	370,500 円	379,700 円	397,700 円
	高 校 卒	在職者無	在職者無	387,400 円	377,800 円
	高 校 卒	-	-	-	-
	中 学 卒	-	-	-	-

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	10 人	12.7%	153,300 円	253,300 円
2級	主任主事・主任技師	9 人	11.4%	202,700 円	311,100 円
3級	主査・技査	16 人	20.2%	238,300 円	358,200 円
4級	係長	22 人	27.8%	270,900 円	393,300 円
5級	課長補佐	10 人	12.7%	296,300 円	404,900 円
6級	課長	12 人	15.2%	326,400 円	424,100 円

(注) 1 埴町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日までの運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分			○		○
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

埴町		福島県		国	
一人当たり平均支給額(令和4年度) 1,361千円		一人当たり平均支給額(令和4年度) 1,622千円		-	
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.95月分 (1.35)月分 (0.95)月分		(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.95月分 (1.35)月分 (0.95)月分		(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)			○		○
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

埴町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 314 千円 (自己都合)					
21,837 千円 (定年・勸奨)					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 国では平成25年10月31日をもって従来の勸奨退職を廃止し、同年11月1日から応募認定退職を導入しております。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		- 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当地域なし	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(注) 支給対象者はいません。

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)			97 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			8,042 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)			15.2 %	
手当の種類(手当数)			3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
行旅死亡人等取扱い に従事した職員の特殊勤務手当	右記作業に従事した職員	行旅死亡人を処理したとき	0 千円	1日につき 5,000 円
防疫作業に従事した 職員の特殊勤務手当	右記作業に従事した職員	感染症等防疫作業に従事 した場合	0 千円	1日につき 500 円
除雪作業に従事する 職員の特殊勤務手当	右記作業に従事した職員	除雪作業に従事した場合	97 千円	4時間未満 2,000 円
				4時間を超え 8時間未満 3,500 円
				8時間を超える 5,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	33,317 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	401 千円
支給実績(令和3年度決算)	37,850 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	498 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・満22歳の年度末までの子 10,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	-	10,640 千円	241,818円
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 (支給要件) 自ら居住するための住宅を借受け月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) ・家賃20,500円以下 家賃額-9,500円 ・家賃20,500円を超え54,500円以下 (家賃-20,500円)×1/2+11,000円 ・家賃54,500円を超える場合 28,000円(上限額)	異なる	(支給要件) 月額9,500円を超える家賃を対象	3,710 千円	265,000円
	2 配偶者等の居住する借家・借間 (支給要件1) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため住宅借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者 (支給要件2) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者 (支給額) 1により算出される額の1/2の額		(支給要件) 月額9,500円を超える家賃を対象 (支給額) 1により算出される額の1/2の額		
通勤手当	(支給要件) 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (支給額) ・交通機関等利用者 運賃相当額(ただし64,000円を超える場合、超える額の1/2を64,000円に加算した額) ・自動車利用者 2,900円～67,900円	異なる	(支給額) 運賃等相当額が64,000円超の場合、超える額の1/2を64,000円に加算した額	4,559 千円	66,072円
管理職手当(給料の特別調整額)	(支給要件) 管理又は監督の地位にある職員のその特殊性に基づき、規則で指定する職員 (支給額) 職務の級及び職の区分に応じた額 (定額) 30,000円～60,000円	異なる	(支給額) 一般行政職の場合 4級1種30,000円～ 6級1種60,000円	10,161 千円	423,375円
宿日直手当	(支給要件) 宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき5,500円	異なる	一般職員の手当額 5,500円	1,364 千円	15,500円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給料月額等	(参考)類似団体における最高／最低額	
給料	町 長	780,000 円	870,000円／396,000円	
	副 町 長	624,000 円	680,000円／360,000円	
報酬	議 長	282,000 円	355,000円／199,000円	
	副 議 長	216,000 円	316,000円／168,000円	
	議 員	198,000 円	301,000円／150,000円	
期末手当	町 長	(令和4年度支給割合)	6月期	1.625月
	副 町 長		12月期	1.625月
			計	3.25月
	議 長	(令和4年度支給割合)	6月期	1.575月
	副 議 長		12月期	1.575月
	議 員		計	3.15月
退職手当	町 長 副 町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×在職月数×48／100	17,971,200円	任期毎
		給料月額×在職月数×29／100	8,686,080円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

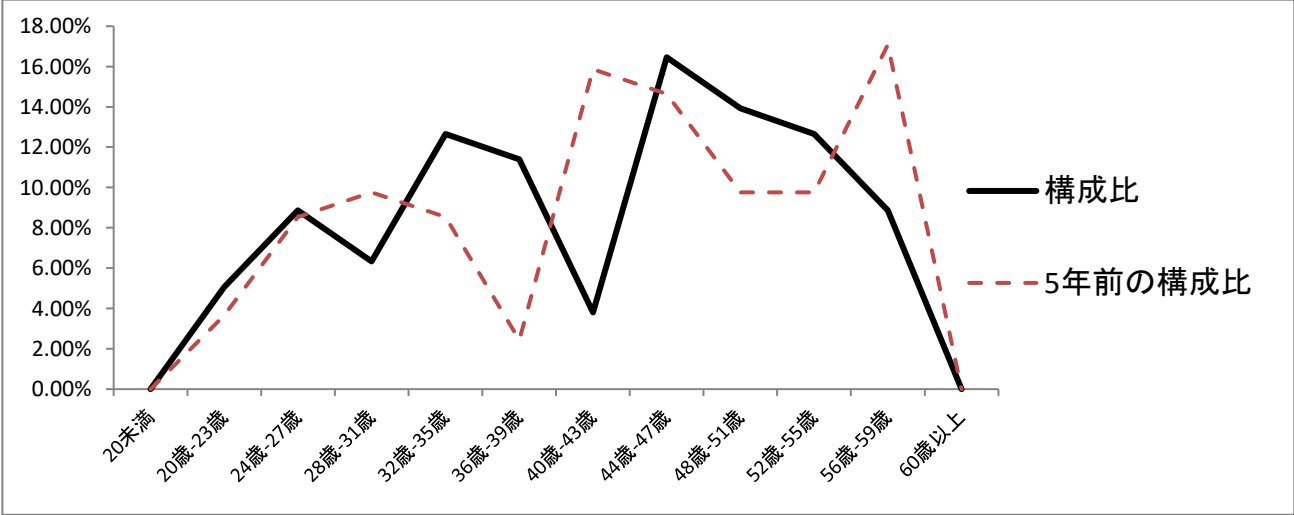
区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務	28	27	△ 1	人員見直しによる減
		税務	5	5	0	
		民生	11	11	0	
		衛生	7	6	△ 1	人員見直しによる減
		農林水産	8	9	1	人員見直しによる増
		商工	3	2	△ 1	欠員不補充による減(短時間勤務職員での補充)
		土木	7	7	0	
		計	70	68	△ 2	
	教育部門		29	26	△ 3	欠員不補充による減(短時間勤務職員での補充)
	小 計		99	94	△ 5	
公営企業等 会計部門	水道	5	4	△ 1	人員見直しによる減	
	下水道	1	2	1	人員見直しによる増	
	その他	8	7	△ 1	人員見直しによる減	
	小 計	14	13	△ 1		
合 計		113 [133]	107 [133]	△ 6		

(注) 1 職員数は、一般職(嘱託職員及び臨時職員を除く。)に属する定員管理上の職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 定員管理上、下水道及びその他(国保、介護等)は、公営企業等会計部門に含まれます。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人0	人4	人7	人5	人10	人9	人3	人13	人11	人10	人7	人0	人79

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	74	74	75	73	70	68	△ 6 (△ 8.1 %)
教 育	26	27	27	29	29	26	0 (0.0 %)
警 察	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
消 防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
普通会計計	100	101	102	102	99	94	△ 6 (△ 6.0 %)
公営企業等会計計	15	14	14	14	14	13	△ 2 (△ 13.3 %)
総合計	115	115	116	116	113	107	△ 8 (△ 7.0 %)

7 公営企業職員の状況

・水道事業（工業用水道事業を含む）

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
4年度	千円 227,051	千円 26,535	千円 24,423	% 10.8	% 11.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費4,432千円を含んでいません。

区分	職員数	給与費				一人当たり給与費	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A	
4年度	人 5	千円 18,925	千円 2,486	千円 7,444	千円 28,855	千円 5,771	千円 6,018

(注) 1 職員手当には退職給付費を含んでいません。

2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
埴 町	41.4 歳	320,587 円	480,449 円
福島県	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埴町				福島県			
1人当たり平均支給額(令和4年度)				1人当たり平均支給額(令和4年度)			
1,489 千円				1,708 千円			
(令和4年度支給割合)				(令和4年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.40 月分		1.95 月分		2.40 月分		1.95 月分	
(1.35) 月分		(0.95) 月分		(1.35) 月分		(0.95) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

埴町			福島県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注) 令和4年度における退職者はいません。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		- 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当地域なし	%	人	%
	%	人	%

(注)支給対象者はいません。

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)			0.0 %	
手当の種類(手当数)			0 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する 支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	738 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	148 千円
支給実績(令和3年度決算)	1,271 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	318 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	一般行政職制度に同じ	同じ	-	310千円	155,000円
住居手当	一般行政職制度に同じ	同じ	-	296千円	296,400円
通勤手当	一般行政職制度に同じ	同じ	-	158千円	79,200円
管理職手当	一般行政職制度に同じ	同じ	-	576千円	576,000円
夜間勤務手当	一般行政職制度に同じ	同じ	-	- 千円	- 円
寒冷地手当	一般行政職制度に同じ	同じ	-	- 千円	- 円